

小規模企業のみなさまに



■「指導相談」 ■「各種制度」

融資 設備貸与 信用保証 補助金 共済

 愛知県

2024年6月

□新型コロナウイルスに関連した支援について

■ 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける中小・小規模事業者向けの主な融資制度 (経済環境適応資金)

| 制度名 | 対象者 | 利率 | 融資期間 | 限度額 | 備考 |
|---------------------|--|---|-------------|---------|---------------------------------------|
| サポート資金 【伴走支援】 | 売上高、売上高総利益率、売上高営業利益率のいずれかが5%以上減少し、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む中小企業者 | 3年 年1.1%以内 5年 年1.2%以内 7年 年1.3%以内 10年 年1.4%以内 | 1年超～ 10年 | 1億円 | ・保証料の0.2%を超える部分は国が補助 ・2024年6月30日まで |
| サポート資金 【新型コロナ借換】 | 既往のコロナ関連融資を借り換えるもので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受け、事業計画書を策定した中小企業者 | 10年 年1.4(1.5)% 13年 年1.5(1.6)% 15年 年1.6(1.7)% (融資対象者のうち第5号の認定を受けた場合は○の利率) | 7年超～ 15年 | 8,000万円 | |

問い合わせ：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6333

■ 「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」

- ・新型コロナウイルス感染症に対応したBCP(事業継続計画)の作成を考える中小・小規模企業を支援するためのマニュアルとして、「新型コロナウイルス感染症対策 あいちBCPモデル」を策定しました。本モデルを、事業継続のためのツールとして、ぜひご活用ください。

※詳細は下記ホームページをご覧ください

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-bcp-model.html>

問い合わせ：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6334

■ あいち産業振興機構

「あいち中小企業応援ファンド助成事業 新事業展開応援助成金(一般枠)」の募集を開始します

～原油・原材料高騰等の影響を受けた事業者
への支援を拡充して実施～

愛知県では、中小企業者等が行う地域資源を活用した新製品(商品)開発、販路拡大などの新事業展開を支援するため、「あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金」を2018年度から実施しています。

この度、2024年度における「あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金(一般枠)」の募集を6月17日(月)から開始しますので、お知らせします。

なお、今年度は原油・原材料高騰等の影響により売上等が減少した事業者に対して、助成率の引き上げを行います。

1 募集の内容

(1)募集期間 2024年6月17日(月)から7月19日(金)まで

(2)募集対象 中小企業者等が新事業展開を行う産業分野で、主要地場産業

(繊維、窯業、食品、家具及び伝統的工芸品)以外の分野で行う次の事業

(2024年10月から2025年9月末までに実施する事業が対象です。)

①新製品(商品)開発 ②販路拡大 ③人材育成(①②につながるもの)

※主要地場産業を対象とする新事業展開応援助成金(地場産業枠・農商工連携枠)は、

2024年12月頃の募集を予定していますので、別途御案内します。

(3)助成(採択)規模 総額5,000万円程度

(4)助成限度額及び助成率

ア 助成限度額 50万円以上300万円以内

イ 助成率

助成対象事業を実施するために必要な経費の2分の1以内

(ただし、原油・原材料高騰等の影響により、売上等が減少した中小企業者・小規模企業者については3分の2以内)

※小規模企業者は助成限度額50万円以上100万円以内で、助成率3分の2以内が選択できます。

(5)応募方法

ア 公募要領の配布

公募要領及び交付申請書の様式は、公益財団法人あいち産業振興機構で配布します。

また、同機構の下記Webサイトからもダウンロードできます。

<https://www.aibsc.jp/support/1175/>

イ 書類提出先

交付申請書に必要書類を添付の上、公益財団法人あいち産業振興機構へ郵送又は持参にて提出してください。

○受付時間:平日午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は2024年7月19日(金)午後5時 必着とします。

問い合わせ:(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部 地域資源活用・知的財産グループ

愛知県産業労働センター(ウインクあいち)14階 ☎(052)715-3074

融 資

■ 各種融資制度 — 経営安定や設備投資のための資金を必要とするとき —

| 制 度 名 | | 利 率 | 融 資 期 間 | 限 度 額 | |
|----------------------------|--------------------------------------|---|---|--|--|
| 小規模企業等 振興資金 | 通常資金 | 年1.3%~年1.6% | 1年超~7年 7年超~10年(設備資金) | 5,000万円 | |
| | 小口資金 | 年1.1%~年1.4% | 7年 7年超~10年(設備資金) | 2,000万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資残高が2,000万円以内であること) | |
| 一 般 事 業 資 金 | | 年1.3%以内 | 1年 | 2億8,000万円 | |
| 中 小 企 業 組 織 強 化 資 金 | | 商工中金所定 | 1年 | 3億円 | |
| 経 済 環 境 適 応 資 金 | サ ポ ー ト 資 金 | セーフティネット (責任共有制度対象外資金は ()内の利率) | 年1.2(1.1)%~ 年1.5(1.4)% | 1年超~10年 | 8,000万円 |
| | | 経営あんしん | 年1.2%~年1.4% | 1年超~7年 | 8,000万円 |
| | | 経済対策特別 (2025年3月31日まで) | 年1.2%~年1.5% (1年以内は金融機関所定) | 10年 | 1億2,000万円 |
| | | 条件変更改善 | 年1.5%~年1.7% | 1年超~15年 | 2億8,000万円 |
| | | 伴走支援 (2024年6月30日まで) | 年1.1%以内~ 年1.4%以内 | 1年超~10年 | 1億円 |
| | | 新型コロナ借換 (2025年3月31日まで) | 年1.4(1.5)%~ 年1.6(1.7)% | 7年超~15年 | 8,000万円 |
| | 災 害 対 応 資 金 | 短 期 | 年0.8% | 1年 | 8,000万円 |
| | | 長 期 | 年1.1%~年1.4% | 1年超~10年 | 2億8,000万円 |
| | | 大規模災害 | 年1.0%~年1.3% | 1年超~10年 | 2億8,000万円 |
| | パ ワ ー ア ッ プ 資 金 | | 年0.8%以内~ 年1.6%以内(固定) | 7年 7年超~15年(設備資金) | 2億8,000万円 (海外展開資金は2億円、施策推進枠資金は8,000万円、補助金つなぎ資金は交付決定額) |
| | | (地域未来投資) | 年1.1%以内~ 年1.6%以内(固定) | 1年超~7年 7年超~15年(設備資金) | 2億8,000万円 |
| | | (設備投資促進枠) | 年1.0%以内~ 年1.3%以内(固定) | 1年超~10年(設備資金) | 2億8,000万円 |
| | | (金融機関提案型) | 金融機関所定(固定) | 金融機関所定 | 金融機関所定 |
| | 創 業 等 支 援 資 金 (協調推進枠) | | (0.5) (0.8) 年0.8%~年1.1% (県のスタートアップ支援事業による支援を受けた者は ()内の利率) | 7年 7年超~10年(設備資金) | 3,500万円 |
| | 再 生 資 金 | | 年1.5%~年1.7% | 1年超~15年 | 2億8,000万円 |
| 事 業 承 継 資 金 | 経 営 承 継 特 定 経 営 承 継 | 年1.1(0.9)%以内~ 年1.4(1.2)%以内 (愛知県事業承継ネットワー ク利用者及び事業承継特別 保証の対象者は()内の利率) | 1年超~10年 | 2億8,000万円 | |
| | 経 営 承 継 借 換 事 業 承 継 特 別 | 年0.9%以内~ 年1.2%以内 | 1年超~10年 | 2億8,000万円 | |

(注) 利率については2024年4月1日現在

中小企業組織強化資金を除き、原則として愛知県信用保証協会の信用保証が必要です。

上記の他にも制度がございます。詳細は下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/yushi2024.html>

問い合わせ：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課

☎ (052) 954-6333

■小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資＝**経**）

－小規模事業者の方が無担保・無保証人で経営改善のための資金を必要とするとき－

| | | | |
|------|------------------------------|------|-----------------------|
| 貸付対象 | 従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模事業者 | 貸付期間 | 設備資金10年以内 運転資金7年以内 |
| 資金用途 | 設備資金・運転資金 | 利率 | 年1.35% |
| 限度額 | 2,000万円 | 融資機関 | 日本政策金融公庫 |

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方や自然災害等の被害証明書等を受けた方で、要件（※）を満たす場合は下記のとおり拡充されます。

| | | | |
|-----|--------------------|----|--|
| 限度額 | 2,000万円+別枠 1,000万円 | 利率 | 当初3年間 年 1.35%－0.5% (別枠の 1,000万円以内) 4年目以降 年 1.35% ※令和2年7月豪雨関連等による間接被害の場合 当初3年間 年 1.35%－0.5% (別枠の 1,000万円以内) 4年目以降 年 1.35% |
|-----|--------------------|----|--|

（注）利率については2024年5月1日現在

※ 新型コロナウイルス感染症関連、令和2年7月豪雨関連、令和6年能登半島地震関連の各々でご利用いただけます。
なお、東日本大震災関連については、ご利用いただける要件が別途あります。

問い合わせ：愛知県商工会連合会 ☎ (052) 562-0030
各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会 P.8参照ください。

□信用保証

－資金借入れのために信用保証を必要とするとき－

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 中小企業者・協同組合等 |
| 保証限度額 | 会社・個人事業者・医療法人等 2億8,000万円 組合 4億8,000万円 (このほかに、経営安定関連保証等については、各々別枠が設けられています) |
| 信用保証料率 | 一般料率 年0.45%～年1.90% (保証制度によって異なりますので、詳しくは保証協会へお問い合わせください) |

問い合わせ：愛知県信用保証協会 名古屋市中村区椿町7-9 フリーダイヤル (0120) 454-754
西三河支店 岡崎市上明大寺町2-13 ☎ (0564) 25-2430
東三河支店 豊橋市大橋通2-125 ☎ (0532) 57-5611
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6333

□補助金 小規模事業者経営革新支援事業費補助金

一経営革新計画の承認を受けた小規模事業者の方が同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び販路開拓等に係る経費の一部を助成します一

| | |
|--------|--|
| 補助対象者 | 次の要件すべてを満たす小規模事業者※ (1) 県内に本社又は主たる事業所を有すること (2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に基づき、愛知県知事から経営革新計画の承認を受けていること (3) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと (4) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと (6) その他経営革新支援補助金を支給することについて、知事が不相当と認める事由を抱えていないこと |
| 補助対象事業 | 中小企業等経営強化法に基づき県から承認を受けた経営革新計画に従って、当該年度に実施される事業 |
| 補助要件 | 補助金の上限額：100万円 補助率：3分の2 |
| 補助対象経費 | 補助対象事業の期間（当該年度内で定める期間）において補助対象事業に関して支出した経費（但し、内容により対象外とする経費あり） |
| 募集期間 | 例年4月中旬～6月中旬を予定 |

※ 小規模事業者の定義は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律により次のとおりとします。

| | |
|---------------------|------------------|
| 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） | 常時使用する従業員の数5人以下 |
| サービス業のうち宿泊業・娯楽業 | 常時使用する従業員の数20人以下 |
| 製造業その他 | 常時使用する従業員の数20人以下 |

問い合わせ：愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎（052）954-6335

共 済

■小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主、会社等役員などが事業を廃業、役員を退職した場合など、第一線を退いたときの生活の安定または事業の再建等を図る資金をあらかじめ準備しておくため、法律に基づき運営されている共済制度です。

| | |
|---------------|--|
| 加入対象者 | 常時使用する従業員が [※] 20人以下(商業・サービス業は5人以下、但しサービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下)の個人事業主及びその共同経営者、又は会社等の役員。一定規模以下の企業組合・協業組合及び農事組合法人の役員、土業法人の社員等。 |
| 掛 金 | 毎月の掛金は1,000円から70,000円まで(500円単位・加入後の増減額可能) |
| 共 済 金 払 金 引 由 | 共済金 A…事業廃止(個人事業主の死亡を含む)及び、配偶者や子に事業の全部譲渡、会社等解散、共同経営者で病気・負傷・死亡による退任 共済金 B…会社等役員で病気・負傷・死亡及び65歳以上による退任。老齢給付(個人事業主及びその共同経営者、会社等役員で65歳以上で180か月以上掛金を納付された方) 準共済金…会社等役員の退任(上記の共済金 Bの事由を除く)等 解約手当金…任意(自己都合による)解約、12か月以上の掛金の滞納等による解約 ※掛金を納付した期間によっては掛金が掛け捨てとなります。(共済金 A・Bは6ヶ月未満、準共済金・解約手当金は12ヶ月未満の場合に掛け捨て) |
| 制度の特色 | 掛金は全額所得控除、共済金は一括受取りの場合は退職所得扱い、分割受取りの場合は公的年金等の雑所得扱い。(一括受取り、分割受取りの併用も可) |

※ 小規模企業共済契約者貸付も行っています。

問い合わせ： 愛知県商工会連合会
各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会
愛知県中小企業団体中央会 総務部
独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎ (052) 562-0030
P.8参照ください。
☎ (052) 485-6811
☎ (050) 5541-7171

■中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

取引先事業者の予期しない倒産によって被害を受けた方の連鎖倒産を防止するため、中小企業があらかじめ掛金を積み立てて相互に救済する制度です。

| | |
|---------------|---|
| 加入資格 | 1年以上継続して事業を行っている中小企業者 |
| 掛 金 | 毎月の掛金は5,000円から200,000円まで(5,000円単位・加入後の増減額可能) ※月額掛金の減額は、事業規模縮小など、一定の要件に該当する場合のみ可能です。 |
| 共 済 金 貸 付 事 由 | 取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合 |
| 貸 付 条 件 | 共済金貸付額は「回収困難となった売掛金債権等の金額」と「掛金総額の10倍(上限8,000万円)」のいずれか少ない金額。 貸付条件は無担保・無保証人(※共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。) 返済期間は貸付額に応じて5年～7年 |

問い合わせ： 愛知県商工会連合会
各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会
愛知県中小企業団体中央会 総務部
独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎ (052) 562-0030
P.8参照ください。
☎ (052) 485-6811
☎ (050) 5541-7171

□ あいち産業振興機構

応援します！あいちの中小・小規模企業

愛知県内の中小・小規模企業を支援するため、愛知県の100%出資のもとに設立された公益法人で、知事から法律に基づき指定された県内唯一の中小企業支援センターです。また、愛知県よろず支援拠点、愛知県プロフェッショナル人材戦略拠点の運営も行っています。

主な業務

- 経営の総合支援
経営相談（経営、金融、税務、技術、カーボンニュートラル、IT、DX、販路開拓、事業承継等）、法律相談、専門家派遣（含むBCP）
- 取引先開拓の支援
製造業の中小・小規模企業を対象とした取引の紹介・あっせん、商談会の開催、下請かけこみ寺（下請取引上の相談）の設置
- 創業・新事業の支援
創業プラザあいち（創業相談、創業準備スペースの利用(事前審査あり)）、セミナー・講座の開催（あいち創業ゼミ 基礎コース（有料）・短期集中コース（有料）、女性起業家セミナー、創業ビギナー講座）、あいち中小企業応援ファンド新事業展開応援助成金、ビジネスプラン発表会、あいち外国人起業&経営支援センター（外国人に対する起業・経営の相談）
- 国際ビジネスの支援
国際ビジネス相談、セミナー・講座の開催、海外ビジネスハンズオン支援
- 情報提供・IT活用支援
インターネットによる情報提供、各種ITセミナー・講座の開催
- 知的財産に関する支援
外国出願（特許・実用新案・意匠・商標）の支援、開放特許を活用した支援（知的財産活用ビジネス支援事業）

詳しくは、あいち産業振興機構パンフレットをご覧ください。

<https://www.aibsc.jp/wp-content/uploads/2024/05/2024gyoumuannai.pdf>

問い合わせ：（公財）あいち産業振興機構 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14・15・18階
総合案内 ☎（052）715-3063
ホームページ <https://www.aibsc.jp/>
〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38

□ あいち産業労働ガイドブック

- この地域の機関で実施している産業労働に関する様々な施策を、わかりやすく整理し、紹介したものです。

リンク先：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/sangyo-seisaku/sangyoroudou-guidebook.html>

□商工会・商工会議所

| | |
|------|--|
| 経営支援 | 税務・経理・労務・BCP（事業継続計画）等の各種経営相談および講習会 弁護士等による専門相談 経営安定（倒産防止）相談 マル経融資のあっせん 記帳指導、労働保険事務代行、小規模企業共済事務 国・県等の各種制度・補助金に関する相談 |
| 技 術 | 技術向上のための情報提供 各種講習会、研修会 |
| 事 務 | 工業系の診断士による専門相談 簿記講座 パソコン講習 各種技能講習 若手経営者・後継者研修 |

県内の商工会議所・商工会の連絡先

| 商工会議所名 | 電 話 | 商工会議所名 | 電 話 | 商工会議所名 | 電 話 |
|----------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|
| 名古屋商工会議所 | (052)223-5756 | 津島商工会議所 | (0567)28-2800 | 安城商工会議所 | (0566)76-5175 |
| 一宮商工会議所 | (0586)72-4611 | 半田商工会議所 | (0569)21-0311 | 西尾商工会議所 | (0563)56-5151 |
| 瀬戸商工会議所 | (0561)82-3123 | 常滑商工会議所 | (0569)34-3200 | 豊田商工会議所 | (0565)32-4567 |
| 春日井商工会議所 | (0568)81-4141 | 東海商工会議所 | (0562)33-2811 | 豊橋商工会議所 | (0532)53-7211 |
| 犬山商工会議所 | (0568)62-5233 | 大府商工会議所 | (0562)47-5000 | 豊川商工会議所 | (0533)86-4101 |
| 江南商工会議所 | (0587)55-6245 | 岡崎商工会議所 | (0564)53-6161 | 蒲郡商工会議所 | (0533)68-7171 |
| 小牧商工会議所 | (0568)72-1111 | 碧南商工会議所 | (0566)41-1100 | | |
| 稲沢商工会議所 | (0587)81-5000 | 刈谷商工会議所 | (0566)21-0370 | | |

| 商工会名 | 電 話 | 商工会名 | 電 話 | 商工会名 | 電 話 |
|----------|---------------|-----------|---------------|-----------|---------------|
| 守山商工会 | (052)791-2500 | 大治町商工会 | (052)442-4511 | 岡崎市ぬかた商工会 | (0564)82-3077 |
| 鳴海商工会 | (052)896-3331 | 蟹江町商工会 | (0567)95-1809 | みよし商工会 | (0561)34-1234 |
| 有松商工会 | (052)621-0178 | 飛島村商工会 | (0567)52-1002 | 藤岡商工会 | (0565)76-2612 |
| 尾西商工会 | (0586)62-9111 | 弥富市商工会 | (0567)65-3100 | 小原商工会 | (0565)65-2540 |
| 尾張旭市商工会 | (0561)53-7111 | 愛西市商工会 | (0567)24-6122 | 足助商工会 | (0565)62-0480 |
| 岩倉市商工会 | (0587)66-3400 | 知多市商工会 | (0562)55-0700 | 下山商工会 | (0565)90-2602 |
| 豊明市商工会 | (0562)93-6666 | 阿久比町商工会 | (0569)48-7085 | 旭商工会 | (0565)68-2620 |
| 東郷町商工会 | (0561)38-0821 | 東浦町商工会 | (0562)83-6123 | 稲武商工会 | (0565)82-2640 |
| 日進市商工会 | (0561)73-8000 | 内海商工会 | (0569)62-0403 | 新城市商工会 | (0536)22-1778 |
| 長久手市商工会 | (0561)62-7111 | 豊浜商工会 | (0569)65-0004 | 設楽町商工会 | (0536)62-0004 |
| 豊山町商工会 | (0568)28-3800 | 師崎商工会 | (0569)63-0349 | 東栄町商工会 | (0536)76-0530 |
| 北名古屋市商工会 | (0568)25-0001 | 美浜町商工会 | (0569)82-3951 | 津具商工会 | (0536)83-2114 |
| 清須市商工会 | (052)400-3008 | 武豊町商工会 | (0569)73-1100 | 豊根村商工会 | (0536)85-1033 |
| 大口町商工会 | (0587)95-2557 | 岡崎市六ツ美商工会 | (0564)43-2502 | 音羽商工会 | (0533)88-2881 |
| 扶桑町商工会 | (0587)93-5111 | 知立市商工会 | (0566)81-0904 | 一宮商工会 | (0533)93-2088 |
| 祖父江町商工会 | (0587)97-5800 | 高浜市商工会 | (0566)53-1827 | 小坂井商工会 | (0533)78-3333 |
| 平和町商工会 | (0567)46-0031 | 一色町商工会 | (0563)72-8276 | 御津町商工会 | (0533)76-3737 |
| 木曾川商工会 | (0586)87-3618 | 西尾みなみ商工会 | (0563)32-1141 | 田原市商工会 | (0531)22-6666 |
| あま市商工会 | (052)442-8831 | 幸田町商工会 | (0564)62-0120 | 渥美商工会 | (0531)33-0441 |

愛知県商工会議所連合会 ☎ (052) 223-5610 <https://www.aichipf-cci.jp/>

愛知県商工会連合会 ☎ (052) 562-0030 <https://www.aichipfsci.jp/>

お気軽にご利用ください

経営について相談したいとき

金融・税務・労務・経理・記帳・BCP（事業継続計画）などの指導・あっせん
商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会 P.8参照ください。

金融・融資について相談したいとき

県融資制度全般について
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎ (052) 954-6333
信用保証について
愛知県信用保証協会 総合相談窓口 ☎ 0120-454-754

創業について相談したいとき

創業コーディネーターによる相談
（公財）あいち産業振興機構
新事業支援部 創業・新事業育成グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）
☎ (052) 715-3075
ホームページ <https://www.aibsc.jp/support/1013>
電子メール info-shinjigyo@aibsc.jp

外国人が起業・経営について相談したいとき

あいち外国人起業&経営支援センター（毎週火・金曜日 13時～17時）
（公財）あいち産業振興機構
新事業支援部 創業・新事業育成グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）
☎ (052) 563-1435
ホームページ <https://www.aibsc.jp/support/17353>

専門家による相談・助言を受けたいとき

よろず支援拠点コーディネーターによる相談
愛知県よろず支援拠点（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階） ☎ (052) 715-3188
豊橋サテライト（emCAMPUS EAST（エムキャンパス イースト）4階406号）
☎ (0532) 39-7111
エキスパートあいちマネージャーによる相談
（公財）あいち産業振興機構
エキスパートあいち
統括・担当マネージャー（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階） ☎ (052) 715-3071

弁護士による法律相談（月4回）
経営・技術専門家派遣（中小企業1／3、小規模企業1／5自己負担）
専門家による経営診断（経営力評価サービス）

（公財）あいち産業振興機構
経営支援部 経営アドバイスグループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）
☎（052）715-3070
ホームページ <https://www.aibsc.jp>
電子メール info-advice@aibsc.jp

事業承継について相談したいとき

事業承継全般について
愛知県事業承継・引継ぎ支援センター ☎（052）228-7117
事業承継税制について
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎（052）954-6332

経営・技術情報を入手したいとき

メールマガジンの発行、インターネットによる情報提供
（公財）あいち産業振興機構
総務企画部 情報企画グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）15階）
☎（052）715-3063
ホームページ <https://www.aibsc.jp>
電子メール info-joho@aibsc.jp
インターネットによる技術情報の提供
あいち産業科学技術総合センター
☎（0561）76-8301
ホームページ <https://www.aichi-inst.jp/>
電子メール acist@pref.aichi.lg.jp

組合の設立など組織化を図りたいとき

組合設立・運営の相談・指導など
愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 ☎（052）954-6334
愛知県中小企業団体中央会 ☎（052）485-6811
愛知県商店街振興組合連合会 ☎（052）563-0550

取引について相談したいとき

取引の紹介・あっせん

（公財）あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興・設備グループ（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）
☎（052）715-3068
ホームページ <https://www.aibsc.jp/support/698>
電子メール info-torihiki@aibsc.jp

下請取引上の相談

（公財）あいち産業振興機構 下請かけこみ寺（愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階）
☎ 0120-418-618
ホームページ <https://www.aibsc.jp/support/263/>

試験研究機関に技術相談をしたいとき

| | | |
|-----------|--------------------------------|------------------|
| 高度計測機器分析・ | あいち産業科学技術総合センター技術支援部 | ☎ (0561) 76-8315 |
| 工業一般・ | あいち産業科学技術総合センター産業技術センター | ☎ (0566) 24-1841 |
| 窯業 | あいち産業科学技術総合センター技術支援部瀬戸窯業試験場 | ☎ (0561) 21-2116 |
| | あいち産業科学技術総合センター産業技術センター常滑窯業試験場 | ☎ (0569) 35-5151 |
| | あいち産業科学技術総合センター産業技術センター三河窯業試験場 | ☎ (0566) 41-0410 |
| 食品 | あいち産業科学技術総合センター食品工業技術センター | ☎ (052) 325-8091 |
| 繊維 | あいち産業科学技術総合センター尾張繊維技術センター | ☎ (0586) 45-7871 |
| | あいち産業科学技術総合センター三河繊維技術センター | ☎ (0533) 59-7146 |

共済制度の加入について相談したいとき

| | |
|----------------------|-------------------|
| 愛知県商工会連合会 | ☎ (052) 562-0030 |
| 各商工会議所〔中小企業相談所〕・各商工会 | P.8 参照ください。 |
| 愛知県中小企業団体中央会 総務部 | ☎ (052) 485-6811 |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構 | ☎ (050) 5541-7171 |